

矢板市民生委員協力員配置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という）及び児童福祉法（昭和22年法律第164条）に基づき活動を行う民生委員児童委員及び主任児童委員（以下「民生委員」という。）の活動の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手を掘り起こし本市の地域福祉の増進を図ることを目的に、民生委員活動を補佐する「矢板市民生委員協力員」（以下「協力員」という。）の配置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配置基準)

第2条 協力員は、民生委員活動に支援を必要とする場合に、民生委員が担当する1区域（主任児童委員の場合は、主任児童委員1人）につき2人以内の協力員を置くことができる。

(推薦)

第3条 民生委員は、民生委員活動を行うにあたり協力員の配置を必要とするときは、原則として当該担当区域に居住する者の中から協力員候補を選び、民生委員が属する地区の民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の会長に対し、協力員の配置を要請することができる。また、民生委員が欠員となっている場合、地区民児協会長は、原則として当該区域内の居住者の中から協力員候補者を推薦することができる。

2 協力員の配置の要請を受けた地区民児協会長は、当該民生委員の活動状況を勘案し、協力員配置の必要性及び協力員候補者が次条に規定する適格要件等に該当しているか判断を行うものとする。

3 地区民児協会長は、前項により協力員候補者が適格であると判断したときには、

地区民児協役員会で協議を行うものとする。

- 4 前項の協議により地区民児協役員会の賛同を得たときは、地区民児協会長は、市長に対し民生委員協力員推薦書（別記様式第1号）を提出することにより、協力員候補者を推薦することができる。

（適格要件）

第4条 協力員の適格要件は、次のとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、かつ、社会福祉活動に理解と熱意がある者
- (2) 地域の実情をよく知り、住民が気軽に声をかけられる者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者

（委嘱）

第5条 市長は、第3条の推薦に基づき協力員を委嘱する。

（任期）

第6条 協力員の任期は原則1年とし、民生委員の任期の範囲内で、市長が決定する。

- 2 協力員の再任は妨げない。

（解嘱）

第7条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地区民児協会長と協議の上、これを解嘱することができる。

- (1) 傷病等により、活動の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

- (2) 活動を怠り、又は協力員の責務に反した場合
- (3) 協力員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (4) その他前各号に準じる理由により市長が協力員たるにふさわしくないと認め
た場合

2 市長は、協力員が民生委員に委嘱されるときは、委嘱される日の前日をもって解嘱することができる。

3 市長は、前2項に掲げる他、協力員から民生委員協力員辞任届（別記様式第2号）が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

（職務等）

第8条 協力員は、補佐する民生委員と連携し、その指示及び指導のもと、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 民生委員が行う見守り活動および地域福祉活動の補佐
- (2) 協力員が配置された地区民児協が取り組む地域福祉活動などへの協力
- (3) 研修や会議等への参加

2 協力員は、補佐する民生委員に対して、活動状況の連絡・報告・相談を常に行うとともに、各月の活動状況を民生委員協力員活動報告書（別記様式第3号）に記入し、補佐する民生委員（民生委員が欠員の場合は当該地区民児協会長）に提出しなければならない。

（協力員の責務）

第9条 協力員は、前条に規定する活動を行うにあたっては、法第15条及び第16条に規定する義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、協力員でなくなった後も同様とする。ただし、市長、当該地区民児協会長及び補佐する民生委員の指示のあった場合を除く。

3 協力員は、前2項の規定を遵守する旨の誓約書（別記様式第4号）を市長に提出する。

（指揮監督等）

第10条 協力員は、その職務に関し、市長、当該地区民児協会長及び補佐する民生委員の指揮監督を受けるものとする。

2 協力員が配置された地区民児協会長及び補佐する民生委員は、協力員が活動するにあたり、必要な助言又は指導を行う。

（協力員活動費）

第11条 市長は、協力員活動に伴う実費相当額として月額1,200円を支給するものとする。

2 前項に規定する協力員活動費は、当該協力員の委嘱があった日の属する月から解嘱があった日の属する月まで支給する。

3 協力員活動費は、毎会計年度の9月及び3月に、それぞれ当該月までの分を支払うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。